

## 令和9年度保育所等整備事業補助対象候補者の選定について

今治市子ども未来部子ども未来政策局保育幼稚園課

令和9年度に今治市保育所等整備事業費補助金を受けて、乃万保育所閉所後の保育の受け皿として整備する施設整備事業の補助対象候補者を次のとおり選定した。

### 1 補助対象候補者

事業者名	代表者名	住所
学校法人今治普門学園	理事長 越智 瑞啓	今治市しまなみの杜2-1

### 2 募集概要

#### (1) 整備内容

対象施設	設置主体	対象事業	対象地域	選定施設数
保育所または幼保連携型認定こども園（ <u>2号・3号認定の利用定員が80名程度必要</u> ）を整備し、令和10年4月1日までに認可を受ける見込みの施設	学校法人 社会福祉法人	保育所または幼保連携型認定こども園を構成する保育所機能部分の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等	乃万小学校区内	1施設

#### (2) 募集期間

事前申込書：令和8年1月26日 ～ 令和8年2月20日

事業計画書：令和8年4月13日 ～ 令和8年4月24日

#### (3) 応募事業者（1団体）

事業者名	代表者名	住所
学校法人今治普門学園	理事長 越智 瑞啓	今治市しまなみの杜2-1

### 3 審査の概要と結果

#### (1) 審査の方式

今治市子ども・子育て会議施設選定部会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、総合的に勘案し当該事業者を補助対象候補者として選定した。

## (2) 審査基準等

## 審査項目および着眼点

審査項目		着眼点	配点 ウェイト	
①建設予定地に関する こと	1	環境	○騒音、大気汚染、振動、日照等の環境はどうか ○建設予定地周辺の建物・工場・構造物・道路・河川等の保育環境はどうか ○児童の健康に悪影響を及ぼす恐れのある施設が周囲に存在しないか	5
	2	土地の確保状況	○用地の権利関係および当該権利の取得原因が客観的検証資料等で十分に確認でき、建設用地の確保が確実なものであるか ○今後土地を売買（賃借）にて取得し建設する場合、令和10年4月1日の開設までに当該用地を確保できる見込があるか。	事務局
	3	土地の状況	○整備に必要な面積を有するとともに、防災上の適切な広さ等を有しているか ○非常時に児童が多方向へ避難できるか ○児童送迎用車両が、安全に駐停車できるスペースが確保できるか	5
	4	土地の用途	○埋蔵文化財の包蔵地内でないか（包蔵地内である場合、工事の可否について担当課と協議が出来ているか）、試掘検査済みであるか（今後試掘検査が必要な場合、担当課と当該協議が出来ているか） ○急傾斜、土砂災害等危険箇所、洪水多発地域ではないか	事務局
	5	接続道路	○通園の利便性・安全性の観点から、道路状況、交通事情等に問題がないか、工事用および運営用車両の進入に十分な道路が確保されているか	5
	6	地元との連携	○施設建設予定地の土地所有者、隣接土地所有者および地元住民等からの協力が得られるか	5
	7	都市計画用途等	○都市計画用途、都市計画法、建築基準法（用途地域）、宅地造成等規制法等の規則等違反がなくクリアされているか、またはその見込みがあるか	事務局
	8	給水の状況	○上水道の給水区域内であるか ○給水が確保できるか	事務局
	9	施設整備位置	○乃万小学校区内となっているか ○乃万保育所からの距離はどうか	5
②施設の 整備計画に 関すること	10	仮設園舎（移転改築の場合除く）を計画している場合	○仮設園舎用地の確保が確実であること ○土地利用について、規制法令等により支障がないこと ○立地条件（防災面からみて安全が確保できていること・保護者の送迎に問題が無いこと） ○各居室および園庭の必要面積を満たしていること ○関係法規（建築基準法、愛媛県幼保連携型認定こども園設備運営基準等）の基準を満たしていること ○日照、騒音、換気および採光等に十分配慮されていること	事務局
	11	施設整備後の利用定員について	○新築・増改築等により、2号・3号認定の利用定員80人が確保されているか。 ○利用定員を受け入れる部屋の広さはどうか。	20
	12	計画	○整備計画が適正で、妥当であるか ○整備の規模、費用等の計画が適切であるか	5
③法人	13	資金計画	○施設整備や運営資金の確保について適切であり、健全かつ安定した事業運営が認められるか ○資金計画等について、その内容が適切であるか	10

④ 幼児教育・保育に関する事 可	14	法人の運営理念および姿勢	○保育所・幼保連携型認定こども園整備の募集に応募された動機 ○法人の基本理念 ○法人代表者等の立場から見た教育・保育事業にかかる認識 ○法令等の遵守に関する考え方や取組み、また、それを実現するための方策	5
	15	人材確保および育成	○職員の採用や人員配置計画および人材確保に関する考え方や取組み、また、それを実現するための方策 ○教育・保育事業を実施するにあたり、求められる職員の姿勢、質の向上に関する考え方や取組み、また、それを実現するための方策	5
	16	地域（地元）との連携	○保育所・認定こども園の施設整備を実施するにあたり地域住民に理解を得るための考え方や取組み、また、それを実現するための方策 ○利用児童のみならず、その家族や地域（地域団体等）との交流・連携に関する考え方や取組み、また、それを実現するための方策	5
	17	運営方針（保育事業への取組方針）	○教育・保育理念や教育・保育方針、また、それを実現するための方策 ○一時預かり事業（一般型）、延長保育事業や地域子育て支援等の取組み方針 ○保護者や地域住民に理解を得るための情報提供や、保護者や地域住民の意見反映方法、苦情処理は。 ○感染症や事故防止、防災対策への考え方や取組み、方策	15
	18	事業実績・経験	○事業を運営するに足る実績や経験の有無について	5
	19	施設の特徴	○施設のハードやソフト面の特徴（先駆性・独自性等） ○利用者に配慮した点はあるか	5
	20	乃万保育所に通所する児童・保護者への配慮	○乃万保育所に比べ保護者の費用負担、開所時間、受け入れ月齢等に変更がないか ○乃万保育所からの転園児に対する配慮がなされているか	10
認可	21	保育所・幼保連携型認定こども園の認可見込み	○令和 10 年度開始のための認可を受ける見込みがあるか	事務局
⑤ 全般	22	応募者の取組姿勢	○選定委員との質疑応答を含めて誠意ある取組みができているか	20
合計点数			(内訳) 建設予定地に関する事 25 点 施設の整備計画に関する事 25 点 法人 10 点 幼児教育・保育に関する事 50 点 認可 — 全般 20 点 合計 130 点	130

### (3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、学校法人今治普門学園を選定した。

事業者名	学校法人今治普門学園
建設予定地に関する事 (25点)	平均点： (21.3点)
施設の整備計画に関する事 (25点)	平均点： (20.8点)
法人 (10点)	平均点： (7.5点)
幼児教育・保育に関する事 (50点)	平均点： (43.0点)
認可 (—)	平均点： (—)
全般 (20点)	平均点： (20.0点)
合計 (130点)	平均点： (112.5点)
<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉的な感じで、共生社会を目指す理念を持っており素晴らしいと感じた。</li><li>・自然体験が子どもの成長にとってプラスになると思うので良かった。</li><li>・保育士に良い職場環境を作れていると感じた。</li></ul>	

※点数は各委員の平均値（小数点第二位を四捨五入）。

端数処理の関係で、項目毎の平均点の合計と委員毎の合計点の平均とが一致しない場合がある。